

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	(三) 直接支援の業務	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5年以上	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者